

令和7年第4回市議会定例会付議事件表

9月1日提出

番号	件名
議案第69号	市長の専決処分事項の承認について
議案第70号	真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第71号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第72号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第73号	真岡市職員の育児休業等に関する条例及び真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第74号	真岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第75号	真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部改正について
議案第76号	真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例の制定について
議案第77号	土地の取得について
議案第78号	市有財産の貸付について
議案第79号	令和6年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第80号	令和6年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第81号	令和7年度真岡市一般会計補正予算（第5号）
議案第82号	令和7年度真岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第83号	令和7年度真岡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第84号	令和7年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
議案第85号	令和7年度真岡市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 86 号	令和6年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計決算の認定について
議案第 87 号	令和6年度真岡市公営企業会計決算の認定について
報告第 6 号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 7 号	令和6年度真岡市一般会計継続費精算報告書の提出について
報告第 8 号	令和6年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書の提出について
報告第 9 号	令和6年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算書の提出について
報告第 10 号	議会の委任による専決処分事項の報告について

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した
ので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

専決第10号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第11号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第12号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第13号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月5日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の物損事故に係る損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 792, 319円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費792, 319円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

4 その他 和解 3件目／7件

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月13日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の物損事故に係る損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 601, 557円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費413, 457円及び修理期間中の代車使用料188, 100円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

4 その他

和解 4 件目／7 件

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月13日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の物損事故に係る損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 740, 377円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費507, 617円及び修理期間中の代車使用料232, 760円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

4 その他

和解 5 件目／7 件

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の事故に係る損害（人身に係るものを除き、物損に係るものに限る。）について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- 1 損害賠償額 1,062,188円
- 2 和解の条件 物損に係る損害賠償として、車両修理費761,838円、車両けん引費42,350円及び修理期間中の代車使用料258,000円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件（物損）に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 上三川町

氏名 個人

4 その他 和解 6 件目（物損）／7 件

なお、人身に係る損害については確定していないため、今回の和解の内容には含まれていない。

真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

真岡市教育委員会委員邑樂美智子は、令和 7 年 9 月 30 日任期満了につき、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名 星野 美智子

生年月日 昭和 36 年 9 月 5 日

住所 真岡市沖 607 番地 1

職業 中学校非常勤講師

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員添野知男は、令和 7 年 1 月 31 日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により諮問する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名 添野知男

生年月日 昭和 33 年 8 月 21 日

住所 真岡市島 936 番地 1

職業 無職

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員大塚充子は、令和 7 年 1 月 31 日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により諮問する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名 石崎浩子

生年月日 昭和 36 年 2 月 15 日

住所 真岡市さくら四丁目 2 番地 2

職業 地方公務員

議案第73号

真岡市職員の育児休業等に関する条例及び真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市職員の育児休業等に関する条例及び真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
(真岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 真岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の次に「。以下同じ」を加える。

第18条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。
(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請

求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した

ことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

（真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き」を「子のある職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、市規則の定めるところにより」に改め、同項第1号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第2号中「子のある職員であって、市規則で定めるもの」を「子」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、真岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4条例第4号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 真岡市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号に

おいて「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の真岡市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の運用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業の取得形態の柔軟化を図るとともに、国家公務員に準じて、仕事と育児の両立に資する支援制度等の利用に関する職員の意向確認等の実施を任命権者に義務付けるほか、所要の改正を行うものである。

議案第74号

真岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条

例の一部を改正する条例

真岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説明）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の部分休業の定義を改めるものである。

真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彥

真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部を改正する
条例

(真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 1 条 真岡市運動場設置、管理及び使用条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

施設名	区分	単位	使用料
真岡市総合運動公園 全施設	専用	1 時間	10,000 円
陸上競技場・サッカ一場	専用	1 時間	1,500 円
陸上競技場	10 人以上	1 時間	1,000 円
	個人	1 時間	100 円
多目的広場	全面	1 時間	500 円
	半面	1 時間	250 円
	個人	1 時間	100 円
多目的広場（夜間）	全面・全灯	1 時間	3,000 円

照明設備)	全面・半灯	1時間	1,500円
	全面・全灯	1時間	1,500円
	半面・半灯	1時間	750円
相撲場	専用	1時間	400円
	個人	1時間	50円
弓道場	専用	1時間	500円
	半面	1時間	250円
	個人	1時間	50円
テニスコート	専用	1時間	3,000円
	1面	1時間	300円
テニスコート(夜間 照明設備)	専用	1時間	4,000円
	1面	1時間	400円
クラブハウス	会議室	1時間	300円
	シャワー団体	1回	2,000円
	シャワーパーティ	1回	100円
運動広場1	全面	1時間	2,000円
	半面	1時間	1,000円
運動広場1(夜間 照明設備)	全面・全灯	1時間	2,400円
	全面・半灯	1時間	1,200円
	半面・全灯	1時間	1,200円
	半面・半灯	1時間	600円

市民球場	専用	1 時間	1,500 円		
	放送設備	1 回	500 円		
市民球場（夜間照明設備）	全灯	1 時間	5,000 円		
	半灯	1 時間	2,500 円		
真岡市東運動場	本球場	専用	1 時間	300 円	
	本球場（夜間照明設備）	全灯	1 時間	5,000 円	
		半灯	1 時間	2,500 円	
北運動場野球場夜間照明設備		全灯	1 時間	4,000 円	
		半灯	1 時間	2,000 円	
北運動場サッカーフィールド夜間照明設備		全面	1 時間	2,000 円	
		半面	1 時間	1,000 円	
北運動場全天候型テニスコート		1 面	1 時間	100 円	
二宮運動場軟式野球場		専用	1 時間	300 円	
二宮運動場サブグラウンド		全面	1 時間	400 円	
		半面	1 時間	200 円	
二宮運動場夜間照明設備		全面	1 時間	1,600 円	
		半面	1 時間	800 円	

備考

- 1 使用時間には、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、その端数は 1 時間の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーション

活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の額とする。

- 4 アマチュアスポーツ等に使用し、入場料等を徴収する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に2を乗じて得た額とする。
- 5 プロスポーツに使用する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に2（入場料等を徴収する場合は4）を乗じて得た額とする。
- 6 アマチュアスポーツ等以外の集会等に使用する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に5（入場料等を徴収する場合は10）を乗じて得た額とする。
- 7 9時前の、又は21時を超えた時間に係る使用料は、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算する。ただし、教育委員会がサマータイムを設定した施設における、サマータイム実施期間中の当該時間帯に係る使用料については、この限りでない。
- 8 市民（市内事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。）及び市内に住所、所在地等を有する法人その他の団体以外のものの使用に係る使用料については、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算する。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定を締結している宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下

野市、上三川町、壬生町、高根沢町又は芳賀町に居住する者及びこれらに住所、所在地等を有する法人その他の団体の使用に係る使用料については、この限りでない。

9 未就学児にあっては、個人利用の場合に限り無料とする。

(真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第2条 真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例（昭和52年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

施設名	区分	単位	使用料
総合体育館	専用（トレーニング室を除く。）	1時間	1,200円
	アリーナ全面	1時間	1,000円
	アリーナ 1/10面	1時間	100円
	アリーナ 1/20面	1時間	50円
	2階卓球	1時間	50円
	トレーニング室	1回	300円
		1か月	3,000円
	研修室	1時間	300円
武道体育館	会議室	1時間	200円
	専用	1時間	1,600円
	1階専用	1時間	800円
	2階専用	1時間	800円
剣道場・柔道場 各全面		1時間	400円

	剣道場・柔道場 個人・卓球	1 時間	50 円
	2 階アリーナ 全面	1 時間	800 円
	2 階アリーナ 1/2 面	1 時間	400 円
	2 階アリーナ バドミントン	1 時間	100 円
	2 階アリーナ 卓球	1 時間	50 円
ス ポ ー ツ 交 流 館	専用	1 時間	3,300 円
	コート 全面	1 時間	2,400 円
	コート 半面	1 時間	1,200 円
	コート エアコン	1 時間	1,000 円
	多目的室 1	1 時間	500 円
	多目的室 2	1 時間	400 円
二 宮 体 育 館	専用	1 時間	700 円
	1 階全面	1 時間	600 円
	1 階 1/2 面	1 時間	300 円
	1 階 1/6 面	1 時間	100 円
	1 階 1/12 面	1 時間	50 円
	2 階卓球	1 時間	50 円
放送設備	共通	1 回	2,200 円
シ ャ ワ ー	共通 個人	1 回	100 円
	共通 団体	1 回	2,000 円

備考

1 使用時間には、使用者が施設を使用する際に要する準備時間

及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。

- 2 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、その端数は 1 時間の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の額とする。
- 4 アマチュアスポーツ等に使用し、入場料等を徴収する場合の使用料は、放送設備、エアコン及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に 2 を乗じて得た額とする。
- 5 プロスポーツに使用する場合の使用料は、放送設備、エアコン及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に 2（入場料等を徴収する場合は 4）を乗じて得た額とする。
- 6 アマチュアスポーツ等以外の集会等に使用する場合の使用料は、放送設備、エアコン及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に 5（入場料等を徴収する場合は 10）を乗じて得た額とする。
- 7 9 時前の、又は 21 時を超えた時間に係る使用料は、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に 5 割相当額を加算する。ただし、教育委員会がサマータイムを設定した施設における、サマータイム実施期間中の当該時間帯に係る使用料については、この限りでない。
- 8 市民（市内事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。）及び市内に住所、所在地等を有する法人その他の団体以外のものの使用に係る使用料については、前項ま

での規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算する。

ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定を締結している宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町又は芳賀町に居住する者及びこれらに住所、所在地等を有する法人その他の団体の使用に係る使用料については、この限りでない。

(真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例の一部改正)

第3条 真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例(昭和63年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表に定めるところにより、」を「1時間につき150円の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とする。

別表を削る。

(真岡市公園条例の一部改正)

第4条 真岡市公園条例(平成15年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表を次のように改める。

対象施設	単位	使用料
夜間照明施設	1時間	1,000円

備考

1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数

は1時間の額とする。

2 市民（市内事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。）及び市内に住所、所在地等を有する法人その他の団体以外のものの使用に係る使用料については、5割相当額を加算する。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定を締結している宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町又は芳賀町に居住する者及びこれらに住所、所在地等を有する法人その他の団体の使用に係る使用料については、この限りでない。

（真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部改正）

第5条 真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例（平成21年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表に定めるところにより、」を「1時間につき150円の」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の真岡市運動場設置、管理及び使用条例、真

岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例、真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例、真岡市公園条例及び真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の施設の使用料その他施設の使用に関する規定は、この条例の公布の日以後に申請した、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用する。

(調整規定)

- 3 この条例及び真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例（令和7年条例第　号）に同一の条例についての改正規定がある場合においては、当該条例は、この条例によってまず改正され、次いで真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例によって改正されるものとする。

(説明)

運動場、体育館、小・中学校の開放施設及び公園有料施設について、使用料の額、貸出し時間の単位等を改めるほか、所要の改正を行うものである。

真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例を次のように制定する
ものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び同法
に基づく命令並びに真岡市公園条例（平成 15 年条例第 35 号）に定
めるもののほか、真岡市総合運動公園（以下「運動公園」という。）
の設置、管理及び使用につき必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第 2 条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
真岡市総合運動公園	真岡市小林 1900 番地外

(事業)

第 3 条 運動公園は、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及振興と市民の体力向上に関する事業
- (2) スポーツの競技会、講習会等の会場提供に関する事業
- (3) 会議、研修等の会場提供に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、真岡市教育委員会（以下「教育委員
会」という。）が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 別表に掲げる運動公園の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めたとき。
- (4) 管理、運営上支障があると認めたとき。
- (5) その他、教育委員会が適当でないと認めたとき。

(行為の制限)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた使用目的以外に、その運動公園の施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は条件を変更し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号の規定に該当すると認めたとき。

2 前項の処分により使用者に損害が生じても、市はその責任を負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、教育委員会が特別の事由があると認める場合を除き、使用許可を受けた際に納付しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の第1号に該当する場合は全額、第2号又は第3号に該当する場合は半額を還付する。

(1) 災害その他使用者の責によらない事由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用日前7日までに使用を取りやめる旨を申し出たとき。

(3) その他、市長が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用が終わったとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、運動公園の施設、設備等を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなけれ

ばならない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、運動公園の管理運営上必要と認めるときは、その管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、第4条、第5条及び第7条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替える。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運動公園の維持管理に関すること。
- (2) 運動公園の施設の使用の許可及び制限に関すること。
- (3) 運動公園の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(利用料金)

第14条 教育委員会は、第12条第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、適當と認めるときは、第8条の使用料を利用料金として当該指定管理者の収入とすることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入とする場合における第8条及び第9条の規定の適用については、第8条及び第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があ

ると認め、教育委員会の承認を得たときは」と、第9条第3号中「市長が特別の事由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が特別の事由があると認め、教育委員会の承認を得たとき」と読み替える。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の公布の日以後に申請した、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の運動公園の施設の使用については、この条例の規定を適用する。

(真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部改正)

3 真岡市運動場設置、管理及び使用条例（昭和47年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表真岡市総合運動公園の項及び真岡市東運動場の項を削る。

別表真岡市総合運動公園の部及び真岡市東運動場の部を削り、同表備考第4項から第6項までの規定中「、放送設備及びシャワー」を削り、同表備考第9項を削る。

(準備行為)

- 4 次に掲げる行為は、施行日前においても行うことができる。
 - (1) 指定管理者の指定に関し必要な行為
 - (2) 施行日以後の運動公園の施設の使用に係る第4条の規定による使用許可
 - (3) 前号の規定による使用許可に係る、第8条及び第9条の規定による使用料の収受、減免及び還付
 - (4) 第14条第3項の規定による利用料金の承認
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例を施行するために必要な準備行為

別表（第4条及び第8条関係）

施設名	区分	単位	使用料
全施設	専用	1時間	10,000円
陸上競技場・サッカー場	専用	1時間	1,500円
陸上競技場	10人以上	1時間	1,000円
	個人	1時間	100円
多目的広場	全面	1時間	500円
	半面	1時間	250円
	個人	1時間	100円
多目的広場（夜間照明設備）	全面・全灯	1時間	3,000円
	全面・半灯	1時間	1,500円
	半面・全灯	1時間	1,500円
	半面・半灯	1時間	750円
相撲場	専用	1時間	400円
	個人	1時間	50円
弓道場	専用	1時間	500円
	半面	1時間	250円
	個人	1時間	50円
テニスコート	専用	1時間	3,000円
	1面	1時間	300円
テニスコート（夜間照明設備）	専用	1時間	4,000円
	1面	1時間	400円
クラブハウス	会議室	1時間	300円

	シャワー団体	1回	2,000円
	シャワー個人	1回	100円
人工芝サッカー場	全面	1時間	2,000円
	半面	1時間	1,000円
人工芝サッカー場（夜間照明設備）	全面・全灯	1時間	2,400円
	全面・半灯	1時間	1,200円
	半面・全灯	1時間	1,200円
	半面・半灯	1時間	600円
市民球場	専用	1時間	1,500円
	放送設備	1回	500円
市民球場（夜間照明設備）	全灯	1時間	5,000円
	半灯	1時間	2,500円
第2球場	専用	1時間	300円
第2球場（夜間照明設備）	全灯	1時間	5,000円
	半灯	1時間	2,500円

備考

- 1 使用時間には、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徵

収しない場合の額とする。

4 アマチュアスポーツ等に使用し、入場料等を徴収する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に2を乗じて得た額とする。

5 プロスポーツに使用する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に2（入場料等を徴収する場合は4）を乗じて得た額とする。

6 アマチュアスポーツ等以外の集会等に使用する場合の使用料は、夜間照明設備、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、上記金額に5（入場料等を徴収する場合は10）を乗じて得た額とする。

7 9時前の、又は21時を超えた時間に係る使用料は、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算する。ただし、教育委員会がサマータイムを設定した場合における、サマータイム実施期間中の当該時間帯に係る使用料については、この限りでない。

8 市民（市内事業所に勤務し、又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。）及び市内に住所、所在地等を有する法人その他の団体以外のものの使用に係る使用料については、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算する。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定を締結している宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町又は芳賀町に居住する者及びこれらに住所、所在地等を有する法人その他の団体の使用に係る使用料について

は、この限りでない。

9 未就学児にあっては、個人利用の場合に限り無料とする。

(説明)

真岡市東運動場を真岡市総合運動公園に編入するとともに、真岡市総合運動公園について、指定管理者による管理に関する事項を規定するほか、設置、管理及び使用に関する必要な事項を規定するものである。

土地の取得について

次のとおり土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

1 土地の表示

土 地 の 所 在	地目／地積		備 考
真岡市寺内字柿木原 729 番 17	宅地	281.26 m ²	
真岡市寺内字柿木原 729 番 46	畠	45 m ²	
真岡市寺内字柿木原 729 番 47	宅地	70.37 m ²	
真岡市寺内字柿木原 729 番 49	畠	32 m ²	
真岡市寺内字柿木原 729 番 50	宅地	127.19 m ²	
合計 5 筆	555.82 m ²		

2 取得の方法 売買

3 取得の目的 真岡てらうち産業団地事業用地

4 取得予定価格 8, 249, 338 円

5 取得の相手方 地権者 1 名

(説明)

真岡てらうち産業団地を造成するため、取得するものである。

市有財産の貸付について

次のとおり市有財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

1 財産の表示

種別	所 在	面 積
建物	真岡市荒町5191番地	82.199m ²

2 貸付の目的 コミュニティFM放送局「エフエムもおか」の運営
に使用するもの

3 貸付期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

4 貸付金額 6,145,820円

5 貸付の相手方 真岡市荒町5191番地
株式会社エフエム真岡

代表取締役 加藤 靖

(説明)

コミュニケーションFM放送局「エフエムもおか」の運営継続のため、運営事業者に市有財産（市庁舎の一部）を減額して貸し付けるものである。

議案第 79 号

令和 6 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に

について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3
2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

令和 6 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金 739,952,3
48 円のうち 70,000,000 円を建設改良積立金へ積み立て、7
4,385,561 円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

議案第 80 号

令和 6 年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分

について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3
2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

令和 6 年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金 375, 375,
727 円のうち 26, 130, 426 円を建設改良積立金へ積み立て、
349, 245, 301 円を資本金へ組み入れるものとする。

令和 6 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計

ほか 5 件の特別会計決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか 5 件の特別会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

- 1 令和 6 年度真岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）

議案第 87 号

令和 6 年度真岡市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度真岡市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

真岡市長 中村和彦

記

- 1 令和 6 年度真岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 1 令和 6 年度真岡市下水道事業会計決算書（別冊）

報告第6号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.52
連結実質赤字比率	—	17.52
実質公債費比率	5.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
産業団地整備事業	—	20.0
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

報告第7号

令和6年度真岡市一般会計継続費精算報告書の提出について

て

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を次のとおり提出する。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

1 令和6年度真岡市一般会計継続費精算報告書（別紙）

令和6年度真岡市一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

事業名	款	項	年 度	全 体 計 画			実 績			比 較									
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		一般財源	左 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源			特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源							
					国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
総合運動公園整備事業 (Ⅲ期工区)	10教育費	5保健体育費		元	570,800,000	258,500,000	282,200,000	30,100,000		140,502,028	69,168,000	62,200,000	9,100,000	34,028	430,297,972	189,332,000	220,000,000	21,000,000	△ 34,028
				2	622,000,000	300,000,000	275,000,000	47,000,000		859,174,000	400,184,000	409,600,000	49,300,000	90,000	△ 237,174,000	△ 100,184,000	△ 134,600,000	△ 2,300,000	△ 90,000
				3	41,200,000	15,000,000	13,500,000	12,700,000		226,465,500	104,148,000	98,700,000	23,500,000	117,500	△ 185,265,500	△ 89,148,000	△ 85,200,000	△ 10,800,000	△ 117,500
				4	1,091,200,000	477,100,000	541,800,000	72,300,000		116,036,060	44,893,000	54,500,000	16,500,000	143,060	975,163,940	432,207,000	487,300,000	55,800,000	△ 143,060
				5	1,018,800,000	84,800,000	839,900,000	94,100,000		1,156,348,000	438,807,000	638,100,000	79,300,000	141,000	△ 137,548,000	△ 354,007,000	201,800,000	14,800,000	△ 141,000
				6	202,000,000	93,000,000	83,700,000	25,300,000		1,033,764,400	171,200,000	758,000,000	103,600,000	964,400	△ 831,764,400	△ 78,200,000	△ 674,300,000	△ 78,300,000	△ 964,400
				計	3,546,000,000	1,228,400,000	2,036,100,000	281,500,000		3,532,289,988	1,228,400,000	2,021,100,000	281,300,000	1,489,988	13,710,012		15,000,000	200,000	△ 1,489,988

(単位 円)

事業名	款	項	年 度	全 体 計 画						実 繢 績						比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 との 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源			
					特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源	特 定 財 源		一般財源					
					国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他		国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
新第一学校 給食センター建設事 業	10教育 費	5保健 体育費		5	1,480,610,000	132,376,000	1,046,600,000	190,600,000	111,034,000	668,477,400	80,270,000	431,700,000	156,500,000	7,400	812,132,600	52,106,000	614,900,000	34,100,000	111,026,600				
				6	1,647,602,000	132,210,000	1,171,800,000	232,500,000	111,092,000	2,136,850,100	155,190,000	1,209,600,000	266,600,000	505,460,100	△ 489,248,100	△ 22,980,000	△ 37,800,000	△ 34,100,000	△ 394,368,100				
				計	3,128,212,000	264,586,000	2,218,400,000	423,100,000	222,126,000	2,805,327,500	235,460,000	1,641,300,000	423,100,000	505,467,500	322,884,500	29,126,000	577,100,000					△ 283,341,500	
第二学校給 食センター 増強整備事 業	10教育 費	5保健 体育費		5	124,285,000		93,200,000	31,000,000	85,000	111,529,000		80,200,000	31,000,000	329,000	12,756,000		13,000,000					△ 244,000	
				6	81,974,000		61,400,000	20,500,000	74,000	94,308,500		58,800,000	20,500,000	15,008,500	△ 12,334,500		2,600,000					△ 14,934,500	
				計	206,259,000		154,600,000	51,500,000	159,000	205,837,500		139,000,000	51,500,000	15,337,500	421,500		15,600,000					△ 15,178,500	
合 计					6,880,471,000	1,492,986,000	4,409,100,000	756,100,000	222,285,000	6,543,454,988	1,463,860,000	3,801,400,000	755,900,000	522,294,988	337,016,012	29,126,000	607,700,000		200,000	△ 300,009,988			

報告第8号

令和6年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算
書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、もおか鬼怒公園開発
株式会社の事業報告及び決算書を提出する。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

令和6年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書（別冊）

報告第9号

令和6年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算
書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人真岡市
農業公社の事業報告及び決算書を提出する。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

令和6年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告書及び収支決算書
(別冊)

報告第10号

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分した
ので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

専決第8号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第9号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月17日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の物損事故に係る損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 250, 632円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費250, 632円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

4 その他 和解 1件目／7件

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月5日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の物損事故に係る損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 56,782円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費56,782円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

4 その他 和解 2件目／7件